

## バーゼルコアプリンシプルの改訂

日本銀行金融機構局 中村慎太郎、松岡正洪  
金融庁総合政策局 渥美予史斗

Bank of Japan Review

2024年5月

今般、世界中の全ての銀行監督当局・銀行に幅広く適用される『実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則』、いわゆるバーゼルコアプリンシプルが、12年振りに改訂された。改訂版では、バーゼルⅢ改革や気候関連金融リスク、金融のデジタル化、ビジネスモデルの持続可能性、マクロプルーデンス監督、ノンバンク金融仲介（NBF1）、オペレーショナル・レジリエンスといった過去10年超の規制・監督枠組みに大きな影響を与えた多くの重要な要素が反映されている。2023年の米欧における銀行セクターの混乱に関しても、流動性リスク管理やビジネスモデルなどの観点から、一定の含意を持つものとなっている。本稿では、バーゼルコアプリンシプルの歴史的経緯や位置づけ等を解説するとともに、今回改訂の特徴について整理する。

## はじめに

バーゼルコアプリンシプル（以下、コアプリンシプル）は、銀行の健全性規制・監督の枠組みに関するグローバルな最低基準として機能しており、銀行監督当局及び銀行の自己評価のための基準として幅広く活用されている。また、IMFと世界銀行がFSAP（金融セクター評価プログラム）において各国の銀行規制・監督枠組みの実効性を評価する際の基準としても用いられている。本稿では、コアプリンシプルの特徴と、今回行われた12年振りの改訂<sup>1</sup>の意義について、ポイントを絞って分かりやすく整理したい。

## コアプリンシプルの概要

コアプリンシプルは、29の原則で構成されており、監督当局向けの13の原則と、銀行及び監督当局向けの16の原則に分かれている。各々の原則には、原則への対応状況の評価するための10程度の評価基準が付随している。当局向けの原則では、当局の責任・目的、免許付与の基準、監督上の手法、連結ベースの監督等の基準を示している（図表1）。銀行向けの原則では、コーポレートガバナンス、リスク管理、資本の適切性、内部統制、会計・監査等の基準を規定している（図表2）。

【図表1】監督当局向けの原則

原則 1	責任、目的及び権限
原則 2	監督当局の独立性、説明責任 資源配分及び法的保護
原則 3	協力及び協調
原則 4	許容される業務
原則 5	免許付与の基準
原則 6	主要な所有権の移譲
原則 7	主要な買収
原則 8	監督上のアプローチ
原則 9	監督上の手法及び手段
原則 10	監督当局への報告
原則 11	是正及び制裁に関する権限
原則 12	連結ベースの監督
原則 13	母国・現地当局間の関係

【図表2】銀行及び監督当局向けの原則

原則 14	コーポレートガバナンス
原則 15	リスク管理
原則 16	自己資本の適切性
原則 17	信用リスク
原則 18	不良資産、引当金及び準備金
原則 19	リスクの集中及び大口与信規制
原則 20	関連先との取引
原則 21	カントリーリスク、移転リスク
原則 22	マーケットリスク
原則 23	銀行勘定の金利リスク
原則 24	流動性リスク
原則 25	オペレーショナルリスク
原則 26	内部統制及び監査
原則 27	会計報告及び外部監査
原則 28	情報開示及び透明性
原則 29	金融サービスの濫用

こうした評価基準については、必須基準と補足基準に分かれている。前者は全ての法域を対象とする一方、後者は先進的な銀行を有する法域向けのベストプラクティスとしての基準として位置づけられている（図表3）。

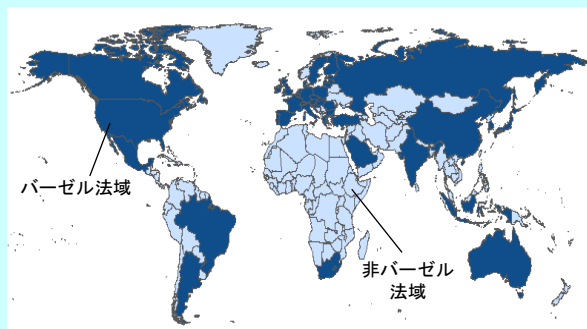
【図表3】 評価基準の具体例

<b>原則 10 監督当局への報告</b>	<b>必須基準 4</b>
監督当局は、必要な情報の性質や、銀行のリスク特性及びシステミックな重要性に相応しい頻度で銀行から情報を収集し、分析する。	
<b>原則 16 自己資本の適切性</b>	<b>必須基準 2</b>
少なくとも国際的に活動する銀行に関しては、自己資本の定義、リスク・カバレッジ、算出の方法及び規定の所要自己資本の最低限度が、適用されるバーゼル銀行監督委員会が定めた基準を下回らない。	
<b>原則 16 自己資本の適切性</b>	<b>補足基準 2</b>
監督当局は、銀行グループ内の様々な企業体の中で、リスクの所在に応じて自己資本が適切に配分されることを求める。	

## コアプリンシプルの特徴

コアプリンシプルの特徴のひとつは、適用範囲の広さである（図表4）。バーゼル銀行監督委員会（以下、バーゼル委）が策定する多くの基準やガイドラインは、バーゼル委のメンバー法域（以下、バーゼル法域）を対象とするものであり、適用範囲は国際的に活動する銀行（本邦での国際統一基準行）である。一方、コアプリンシプルは、非バーゼル法域を含む全ての法域が対象となるほか、適用先の銀行は限定されていない。このため、バーゼル法域の国際基準行ではない銀行（本邦での国内基準行）や非バーゼル法域の銀行も対象となる。

【図表4】 コアプリンシプルの適用範囲<sup>2</sup>



（注）BIS、IMFより筆者作成

このように適用範囲が広い分、それぞれの法域の特性や銀行の規模・ビジネスの複雑性に応じた比例的な形でコアプリンシプルが適用されるこ

とが重要となる。こうした比例適用が可能となるよう、コアプリンシプルでは、前掲図表3の通り、詳細な要件提示や画一的な手段の当て嵌めは想定されておらず、それぞれの目的に焦点を当てて、原則を提示するような記載となっている点も特徴的である。

コアプリンシプルは、また、最終文書の公表に係るプロセスや適用開始時期の面でも、バーゼル委における他の規則とは異なる側面がある。バーゼル委の通常の規則は、バーゼル委での承認をもって最終文書として対外公表されるほか、即座に規制が適用されるのではなく各法域での金融関係法令等への反映に要する一定程度の時間が設けられることが多い。一方、コアプリンシプルはバーゼル委での承認を経たうえで、全ての法域の銀行監督当局者を対象に開催されるICBS（銀行監督者国際会議）において採択されて初めて対外公表され、この時点から即座に基準が発効し全ての法域に適用される。決定のプロセスや適用時期にこうした差異が生じるのは、バーゼル委の基準がバーゼル法域に対して新たな要件を課す場合が少なくない一方、コアプリンシプルは既に確立した基準の幅広い法域への適用に焦点を当てているためである。今回の改訂版についても、先月下旬に開催されたICBSにおいて90法域・220名を超える銀行監督当局者がスイスのバーゼルに一堂に会したうえで最終文書が採択され、その時点で、有効な基準として適用されることとなった。

## 歴史的経緯と最近の危機への教訓

コアプリンシプルは、1997年の初版<sup>3</sup>公表以降、過去2回改訂が実施されてきた（2006年<sup>4</sup>、2012年<sup>5</sup>）。コアプリンシプルが策定された発端は、1995年のメキシコ通貨危機に遡る。メキシコの通貨ペソに対する国際金融市場の信認が揺らぎ、それが伝播する形で多くの新興国経済の不安定化を招いた。このような状況に対して、1996年のリヨン・サミットでは「新興国経済における健全性確保のための強固な基準が必要」との声明が発出されることとなった。

ここで示された「強固な基準」の策定主体とされたのがバーゼル委である。バーゼル委が策定したコアプリンシプルは、翌年のG10中央銀行総裁会議で承認されたが、その時点ではあくまでも新

興国に対する基準、との位置づけであった。もっとも、その後立て続けに発生したアジア通貨危機、ロシア金融危機、大手ヘッジファンド LTCM（ロングタームキャピタルマネジメント）の破綻によって、新興国のみならず主要国も含めた多くの金融資本市場が不安定化したことを受けて、1998年のバーミンガム・サミットでは「全ての国が実効的な銀行監督に関するコアプリンシプルを採用し、実施するよう促す」との声明が公表されるこ

ととなった<sup>6</sup>。これが現在のコアプリンシプルの適用範囲の広さの裏付けとなっている。

なお、今回の改訂は、2023年の米欧における銀行セクターの混乱を通じて得られたインプリケーションを直接的に反映するものではないが、後述するように、流動性リスク管理やビジネスモデルなどの観点から、一定の含意を持つものとなっている。

## BOX FSAP の概要と近年の遵守状況

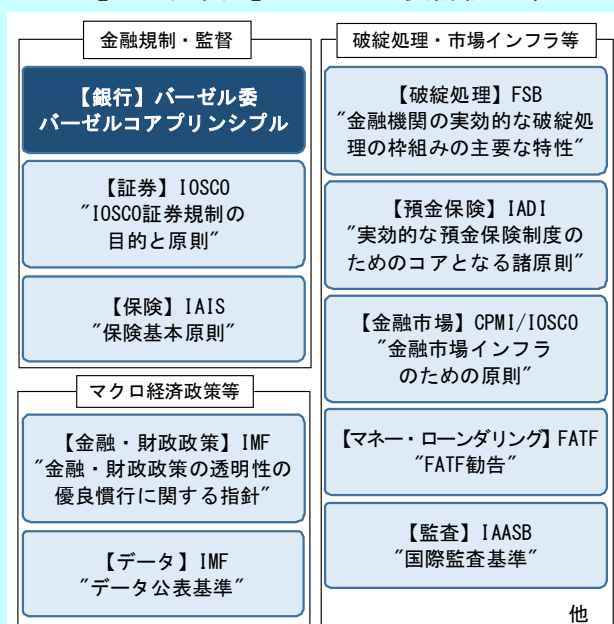
FSAP（金融セクター評価プログラム）は、金融危機において金融セクターの脆弱性がマクロ経済の混乱の要因となった経験を踏まえて設けられた枠組みであり、IMF と世界銀行によって、当該国の銀行・証券・保険の監督・規制、支払・決済制度等の実効性に関する評価が行われる。こうした FSAP は、本邦をはじめとするシステム上重要な金融部門を有する約 30 か国では 5 年周期で、それ以外の国では 10 年周期で、1999 年から順次実施されてきた。

FSAP は、部門別に、以下の主要評価基準<sup>7</sup>（BOX 図表 1）に即して評価が行われる。一般に、金融セクターにおける銀行部門の規模や影響度は他の部門に比して大きいため、銀行部門に対する評価基準であるバーゼルコアプリンシプルは、主要基準のなかでも特に重要な基準として位置付けられている。

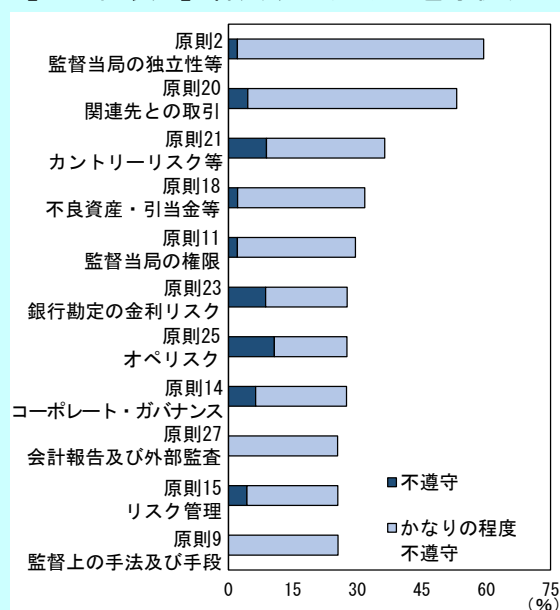
FSAP の評価については、コアプリンシプルの各評価基準の遵守状況に応じて、4 段階（「遵守」、「ほぼ遵守」、「かなりの程度不遵守」、「不遵守」）の評定が付与される。遵守状況が悪いと指摘された項目については、その改善に向けた手当てを求められることとなる<sup>8</sup>。

これまでに各法域で実施された FSAP のバーゼルコアプリンシプルの遵守状況<sup>9</sup>（BOX 図表 2）をみると、原則 2（監督当局の独立性）と原則 20（関連先取引）の遵守状況が芳しくないことが確認されている。今回のコアプリンシプルの改訂では、後述の通り、こうした近年の FSAP の教訓も踏まえた改訂作業が行われた。

【BOX 図表 1】FSAP の主要評価基準



【BOX 図表 2】各法域における遵守状況



(注) IMF [2021]より筆者作成

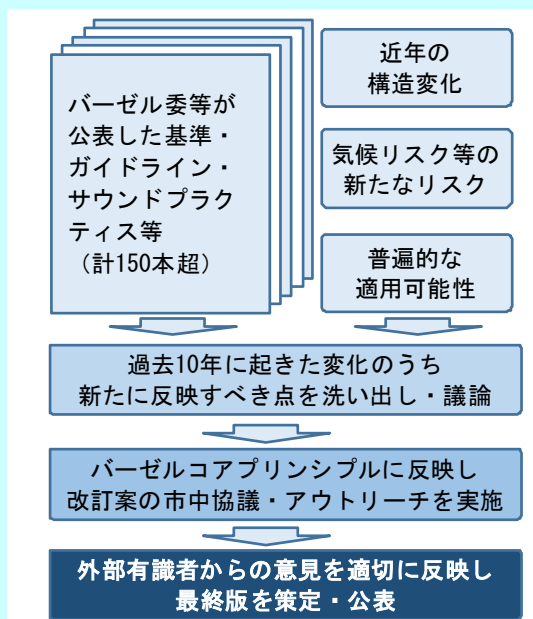
## タスクフォースの設立

バーゼル委において、規制・監督上の進展や近年の構造的な変化を念頭に、2012年の前回改訂から10年が経過したコアプリンシプルの改訂作業に広範な支持がみられた。こうしたなか、2022年、バーゼル委の直下に改訂作業を専担で行うタスクフォースが設立された。

タスクフォースの共同議長の一には、日本銀行金融機構局の峯岸審議役が就任した。タスクフォースは、バーゼル法域のほか、非バーゼル法域やIMF・世界銀行を含む幅広いメンバーで構成された。本邦からは金融庁と日本銀行がメンバーとして参加し、積極的に議論に貢献してきた。

タスクフォースでは、設立から改訂版を公表するまでの2年間に、精力的に検討作業を行ってきた。すなわち、過去10年間にバーゼル委や金融安定理事会（FSB）等の国際的な基準設定主体が公表した基準・ガイドライン・サウンドプラクティス等（計150本超）について、コアプリンシプルへの反映の可否をレビューするなど、集中的に討議を重ねてきた。具体的な作業としては、前回改訂以降に策定された基準やガイドラインについてコアプリンシプルの各原則と紐づけたうえで、近年の構造変化や気候リスク等の新たなリスク、普遍的な適用可能性等を踏まえながら、悉皆的な改訂作業を行った（図表5）。

【図表5】改訂作業のイメージ



改訂作業の過程では、グローバルな最低基準としてのコアプリンシプルが幅広い法域で適用可能となるように、市中協議期間中に多様なステークホルダーから丁寧に意見を募るアウトリーチを地域ごとに行うなど、様々な外部有識者からの意見を適切に反映しながらコアプリンシプルの最終化に取り組んだ。

## 改訂版のポイント

（全体像）

今回の改訂版では、この10年間で大きな変化・進展があったテーマを中心に、幅広い分野での改訂を行った（図表6）。

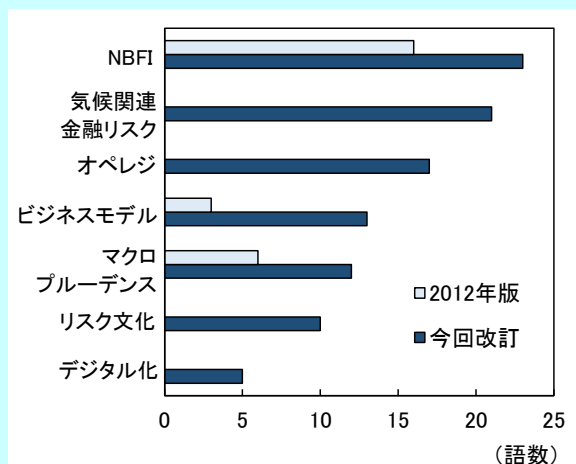
【図表6】10年間の進展を踏まえた改訂

＜参照した文書例＞	＜対応する原則＞
監督措置の実効性評価と監督当局の説明責任に係る報告書[2015]	原則2 監督当局の独立性、説明責任、資源配分等
FinTechの発展がもたらす銀行及び銀行監督当局へのインプリケーション[2018]	原則8 監督上のアプローチ
実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則[2013]	原則10 監督当局への報告
金融コングロマリット監督諸原則[2012]	原則12 連結ベースの監督
気候関連金融リスクの実効的な管理と監督のための諸原則[2022]	原則15 リスク管理
信用リスクと予想信用損失会計に関するガイダンス[2015]	原則18 不良資産、引当金及び準備金
オペレーショナル・レジリエンスのための諸原則[2021]	原則25 オペレーショナル・リスク
FATF勧告[2023]	原則29 金融サービスの濫用

改訂前後のコアプリンシプルについて、特徴的な用語数の変化をみると、特に前回改訂以降に大きな進展のあった、NBFI、気候関連金融リスク、オペレーショナル・レジリエンス（オペレレジ）、ビジネスモデルの持続可能性、マクロプルーデンス監督、リスク文化、金融のデジタル化といった分野に関する記載が増加したことが確認できる（図表7）。多くのテーマを反映するに当たって、一部では既存の原則への加筆に加え、評価基準の新設

や位置づけの変更（補足基準を必須基準に変更）などが広範に行われた。もっとも、既存のコアプリンシプルにおける普遍性・網羅性の高さを反映し、29の原則に各々10程度の評価基準が付随するという、コアプリンシプルの根幹部分の枠組みには変更は行われなかった。

【図表7】特徴的な用語数の比較



(注) 筆者作成。

### (主な改訂のポイント)

本節では、今回改訂した主なポイントについて、テーマ毎に紹介していく。

#### ①金融リスク（バーゼルⅢの最終化等）

2017年末に最終化されたバーゼルⅢを踏まえて、自己資本や、信用・マーケット・流動性リスク等の各原則に関連する改訂を行った<sup>10</sup>。特に、レバレッジの積み上がりへの対応、フォワードルッキングな引当の導入への対応等の観点から、原則16（自己資本の適切性）や原則18（不良資産、引当金及び準備金）を改訂したほか、預金やローン返済のオプション性等に関する顧客の行動変容を原則23（銀行勘定の金利リスク）において考慮する旨の改訂を行った。また、今回の改訂には、2023年の銀行セクターの混乱からのインプリケーションを含む論点も散見される。例えば、原則24（流動性リスク）においては、資産の売却能力の検証を求める基準について、レポ取引等の活用も含めてより包括的に換金化能力の検証を求める内容へと改訂を行った。さらに、序文において、技術革新と金融のデジタル化が銀行の顧客の行動に影響を与え、流動性リスク等の伝統的なリスクを増幅させる可能性についても言及している。

#### ②オペレーショナル・レジリエンス

銀行のITシステムへの依存度の高まり、サイバー攻撃の増加、大規模システム障害やパンデミックの発生等、近年のオペレーショナル・リスクを取り巻く環境変化等を踏まえて、既存の原則25（オペリスク）を大幅に加筆した。すなわち、原則の標題を従前の「オペレーショナル・リスク」だけではなく「オペレーショナル・レジリエンス」を含むかたちに修正した上で、情報通信技術やサイバーセキュリティ、サードパーティ、自然災害等に係るリスクについて、監督当局が銀行に対して適切な管理の枠組みを構築・整備することを求める改訂を行った。

#### ③システミックリスク及びマクロプルーデンス監督

前回改訂以降のマクロプルーデンス監督の進展を踏まえ、銀行以外の金融機関が金融システム全体の安定性に影響を与え得ることを念頭に置いて、国内外の当局間における連携の重要性を強調する観点から、原則3（協力及び協調）を改訂した。また、国内におけるシステム上重要な銀行の特定、(カウンターシクリカル・バッファのような) ショック時に解放可能な資本バッファを求める権限を明確化する観点から、原則8（監督上のアプローチ）、原則9（監督上の手法及び手段）、原則16（自己資本の適切性）の改訂を行った。

#### ④重要なリスクに対するフォワードルッキングな対応（特に気候関連金融リスク及び金融のデジタル化）

今回の改訂では、全ての重要なリスクに対して、各リスクに応じた適切な時間軸でフォワードルッキングな対応が必要との観点から、顕在化しつつある新たなリスクに関する記述を大幅に拡充させた。特に、気候変動については、銀行の健全性や金融システムの安定性に影響を与え得るとの問題意識が高まるもと、バーゼル委が気候関連金融リスクに対処するために行ってきた検討を踏まえ、原則15（リスク管理）のほか、原則8（監督上のアプローチ）、原則10（監督当局への報告）等で気候関連金融リスクについて明示的に言及する、的を絞った改訂を行った。また、これまでにバーゼル委が公表した関連文書と同様に、当分野における法域毎の影響度合い等に相違がある

ことや実務が発展途上である点を踏まえ、当局・銀行の柔軟な対応の必要性にも言及した。市中協議では、シナリオ分析やストレステストを通じた気候関連金融リスクの定量化は補足基準とすべきとの意見もあったものの、気候関連金融リスクは先進国か新興国かに依らず重要となり得ることから、柔軟性を確保しつつ、必須基準として反映されている。このほか、デジタル化の重要性を強調する観点から、原則1（責任、目的及び権限）、原則25（オペレーショナル・リスク及びオペレーショナル・レジリエンス）においても改訂を行った。

### ⑤NBFI（ノンバンク金融仲介）

銀行に対するNBFIとの取引から生じるリスク（例えばカウンターパーティ信用リスク）の管理・監督や銀行グループ全体の監督を強化するため、原則1（責任、目的及び権限）のほか、原則4（許容される業務）、原則10（監督当局への報告）、原則15（リスク管理）、原則17（信用リスク）の改訂を行った。また、業態の枠を超えてNBFIを所管する当局との連携の重要性を強調する観点から、原則8（監督上のアプローチ）の改訂を行った。

### ⑥リスク管理実務（リスク文化、リスクデータの集計と報告等）

銀行が健全なリスク文化を確立することの重要性等を強調するため、原則14（コーポレートガバナンス）、原則15（リスク管理）の改訂等を行った。また、リスクデータの集計と報告の重要性を強調するため、原則15にこれに関連する新しい必須基準を設けた。

### ⑦ビジネスモデルの持続可能性

各国・法域の監督実務の中で、銀行の足もとの資本・流動性の十分性を確認するだけでなく、本邦における早期警戒制度のように、銀行が長期的に持続可能なリターンを生み出し、健全でフォワードルッキングな戦略を策定し実施する能力を評価することの重要性が高まっていることから、自己資本や流動性の評価と並び「ビジネスモデルの持続可能性」の評価に関する当局・銀行への期待を示すべく、原則8（監督上のアプローチ）、原則15（リスク管理）の改訂を行った。こうした

提案は、2023年の銀行セクターの混乱以前から検討されていたものだが、一連の事案が特異なビジネスモデルを有する銀行に対する実効的な監督の重要性を強調した<sup>11</sup>ことを受け、市中協議でも前向きなフィードバックが多数寄せられた。

### ⑧関連先取引

関連先取引については、利益相反やマネー・ローンダリングの観点から問題となり得るが、前掲BOXの通りFSAPの遵守状況が芳しくないことを踏まえて、実効性を高めるために、全般的な強化を行った。まず、関連先の定義について、少なからぬ法域において定義が明確には規定されていないなかで、前回改訂時には、あくまでも関連先の例示列挙に止まっていたところ、今回改訂では、関連先の定義を「子会社、関連会社、実質所有者を含む主要株主、取締役、上級管理職、主要職員、関連会社の関係者、取締役または上級管理職に重要な影響力を行使できる関係者等」として厳格化し、銀行が関連先にこうした者を適切に含めているかどうか検討すべきとの改訂を行った。さらには、こうした関連先との取引に関して、グループ全体のリスク管理の困難化などの副作用が生じないことを前提に、当局が予め一定の上限を設けることを求める規定を追加した。

### ⑨補足基準の格上げ

前回改訂時には16の補足基準が規定されていたところ、各法域における規制や監督実務の進展を踏まえ、このうち9基準について必須基準に格上げすることとなった。例えば、原則23（銀行勘定の金利リスク）において前回改訂時は「監督当局は、銀行内部の自己資本計測システムが銀行勘定の金利リスクを適切に捕捉しているかを評価する」との補足基準が規定されていたところ、こうした扱いについては既に幅広い法域で監督実務が進展していることから、必須基準に格上げされることとなった。

### ⑩その他

コアプリンシプルの改訂は今回が3回目となった。前回改訂から12年が経過していたこともあって、今回の改訂はこの間の銀行・監督実務の進展を踏まえた大掛かりな作業となった。また、市中からは、改訂の間隔が長くなってしまえば、金

融環境の変化をタイムリーに捉えられないとの指摘が聞かれた。こうした指摘を踏まえて、今回改訂における新たな試みとして、次回改訂に備えて、各原則の改訂に関連し得る、バーゼル委や他の基準設定主体が公表する基準やガイドラインを蓄積し、そうしたリストを2年毎に更新していく仕組みを導入した。バーゼル委では今後、こうした仕組みを通じて、コアプリンシプルの改訂の要否について、これまで以上に時宜を捉えたかたちで検討していくこととなる。

このほか、今回の改訂では読み易さの改善も意識し、監督当局や銀行にとってコアプリンシプルの意図が明快に伝わるようにできる限り簡潔な記載に努めた。また、繰り返し言及される概念については、これまでの脚注に代えて、「用語の一覧」を新設し、一覧性・検索可能性を向上させる工夫も講じた。こうした編集上の工夫の結果、上記の気候関連金融リスクやビジネスモデルの持続可能性等の新たな論点を多数盛り込んだにもかかわらず、全体の記載の分量は減少している。

## おわりに

### 新型コロナウイルス感染症の拡大といった最近の危機

<sup>1</sup> <https://www.bis.org/bcbs/publ/d573.htm> を参照。

<sup>2</sup> 図表4について、コアプリンシプルは、全ての法域に適用される。そのうえで、バーゼル法域は、その他のバーゼル基準の実施に合意している。一方、非バーゼル法域であっても、コアプリンシプルのほか、バーゼル枠組みを任意に導入する法域もある。

<sup>3</sup> <https://www.bis.org/publ/bcbsc102.pdf> を参照。

<sup>4</sup> <https://www.bis.org/publ/bcbs129.pdf> を参照。

<sup>5</sup> <https://www.bis.org/publ/bcbs230.htm> を参照。

<sup>6</sup> コアプリンシプルの策定を巡る歴史的な経緯について詳しくは以下を参照。

Goodhart, C. A. E. (2021), “The Basel Committee on Banking Supervision: A History of the Early Years, 1974–1997,” Cambridge University Press.

氷見野良三 (2005)、「[検証] BIS 規制と日本 (第2版)」、金融財政事情研究会

秀島弘高 (2021)、「バーゼル委員会の舞台裏—国際的な金融規制はいかに作られるか」、金融財政事情研究会

<sup>7</sup> 【BOX 図表1】FSAPの主要評価基準について、本稿では紙幅の都合から一部のみ抜粋。詳しくは、以下のリンクを参照。

<https://www.imf.org/external/standards/scnew.htm>

<sup>8</sup> 例えば、欧州では、FSAP (2018年)においてユーロ圏で活動する重要な第三国支店に対する監督権限の強化が

や、より最近の米欧における銀行セクターの混乱は、実効的な銀行監督の必要性を一層強調するものであった。実効的な銀行監督の礎として、約30年前の通貨危機に端を発したコアプリンシプルの重要性は、今日、一段と増していると評価できる。冒頭に述べた通り、コアプリンシプルは、銀行監督当局及び銀行における「自己評価」のための基準として活用されるものである。従って、各当局・銀行は、当局の監督実務や銀行のリスク管理実務が、改訂された評価基準が求める内容・水準に十分に見合っているかどうか、まずは自ら適切に精査することが求められる。コアプリンシプルは最低基準を示したものであるため、評価基準を充足していない場合には、速やかに改善することが必要となる。このように各法域がコアプリンシプルを着実に実施することを通じて、グローバルな金融システムの頑健性強化に繋げていくことが重要である。

引き続き、金融庁・日本銀行で密接に連携しながら、こうした取り組みを着実に前に進めるとともに、新たなリスクに適切に対応するための国際的な議論にも引き続き貢献していきたい。

求められたことを契機に、第三国支店規制が策定されることとなった。

<sup>9</sup> 2012～2019年にかけて実施されたFSAPについて、その遵守状況に関する報告書全てをテキストマイニングした結果に基づく。詳しくは、以下を参照。

Dordevic, L., C. Ferreira, M. Kitonga, and K. Seal (2021), “Strengthening Bank Regulation and Supervision: National Progress and Gaps,” International Monetary Fund, Departmental Paper No. 21/05.

<sup>10</sup> 非バーゼル法域には、バーゼルIIIそのものが適用されることはないが、バーゼルIIIの政策意図を普遍的なかたちで適用するための改訂が織り込まれた。

<sup>11</sup> <https://www.bis.org/bcbs/publ/d555.pdf> を参照。

日銀レビュー・シリーズは、最近の金融経済の話題を、金融経済に関心を有する幅広い読者層を対象として、平易かつ簡潔に解説するために、日本銀行が編集・発行しているものです。ただし、レポートで示された意見は執筆者に属し、必ずしも日本銀行の見解を示すものではありません。

内容に関するご質問等に関しましては、日本銀行金融機構局国際課 (代表 03-3279-1111) までお知らせ下さい。なお、日銀レビュー・シリーズおよび日本銀行ワーキングペーパー・シリーズは、<https://www.boj.or.jp> で入手できます。